

トーマツ 統合報告/サステナビリティ関連ニュース

統合報告アドバイザリー室

非財務報告に関するガイドラインに対して英国FRCがコメントレターを提出

2016年1月、欧州委員会は非財務情報の報告メソドロジーに関するガイドラインについて、ステークホルダーから意見を集めるため、パブリック・コンサルテーションを開始した。このガイドラインは、全セクターの大企業を対象としているが、強制力を持つものではない。

英国財務報告評議会（FRC）は、そのコメントレターの中で、提案されたガイドライン案は細かく規定し過ぎているかもしれないとして、警鐘を鳴らしている。

主な懸念として、FRCは、欧州委員会がガイドラインの開発において、元となる指令の原則の範囲を越えて、新たな開示項目を取り入れてしまうことになる可能性があるとして指摘している。また、FRCはガイドライン案のある種の特性が、定型的な文言での報告あるいは不明瞭な報告の原因となるかもしれないとも考えている。コメントレターでは、以下の例が挙げられている。

- ガイドライン内の包括的なKPIのリストに企業が重要ではないKPIまでも報告に含むようになってしまう可能性がある
 - 非財務報告のすべてのフレームワークを含む完全なリスト同様の問題に対処する他のフレームワークを除外したり、欧州委員会のガイドラインの範囲を越えてしまう可能性がある
- コメントレターでは以下のように述べている。

どのようなガイドラインでも簡潔で、原則主義ベースで、企業にとってストーリーを語る上での自由度を許容すべきである。我々は、細則主義のガイドラインを支持しない。その理由は、そのようなガイドラインでは、関連する情報が埋もれてしまうほど詳細になってしまうだけでなく、定型的な文言での報告になってしまう可能性もあるからである。

詳細は以下をご参照ください。

統合報告&サステナビリティ関連サービスウェブサイト解説記事（2016.04.08）

<http://www.deloitte.com/jp/ir/news/160408>

FSBの気候関連財務開示タスクフォースがフェーズIレポートを公表

金融安定理事会（FSB）は、G20の要請により、気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）を創設して、企業が財務資本提供者やその他のステークホルダーに向けて提供する気候関連財務リスクの開示について議論している。2016年末の最終報告書での提言に向け、フェーズIレポートでは以下が論じられている。

- 気候関連のディスクロージャーについての現状
- フェーズIIにおける作業の範囲と目標
- フェーズIIで検討するTCFDによる気候関連財務ディスクロージャーを向上させるための提言を支える7つの基本原則：
 - ◆ 関連する情報を提示する
 - ◆ 具体的にかつ網羅的にする
 - ◆ 明確で、バランスがとれ、わかりやすい
 - ◆ 経年で一貫している
 - ◆ セクター、業界、ポートフォリオ内の企業間で比較可能である
 - ◆ 信頼性があり、検証可能で、客観的である
 - ◆ 適時に提供される

詳細は以下をご参照ください。

統合報告&サステナビリティ関連サービスウェブサイト解説記事（2016.04.01）

<http://www.deloitte.com/jp/ir/news/160401>

SASBがインフラ産業セクター向けの暫定基準を公表

米国のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）は、インフラ（infrastructure）セクターの暫定基準を公表した。企業の業績に重要な影響を与えうる環境・社会・ガバナンス（ESG）問題に関する一連のSASBのセクター別の会計基準のひとつであり、米国証券取引委員会（SEC）に提出するForm10-KやForm20-Fにおいて既に開示が要求されている重要性のある持続可能性項目に焦点を絞っている。

当該基準は、下記の業界に適用される。

- 電力
- エンジニアリング、建設サービス

- ガス
- 住宅建設
- 不動産保有、不動産開発、投資信託
- 不動産サービス
- 廃棄物管理
- 水道

SASBはこれまでに、通信、消費財Ⅰ、消費財Ⅱ、金融、ヘルスケア、非再生可能資源、サービス、資源加工、運輸の9つのセクターを対象にした暫定基準を公表してきた。

今回新しく公表された暫定基準や、対応するセクター概要は、SASBのWebサイトにて入手可能である。

詳細は以下をご参照ください。

統合報告&サステナビリティ関連サービスウェブサイト解説記事 (2016.03.31)
<http://www.deloitte.com/jp/ir/news/160331>

CRD (コーポレート・レポーティング・ダイアログ) がマテリアリティに関するステートメントを発表

企業報告の世界において、国際的かつ重大な影響力をもつ機関が集う「コーポレート・レポーティング・ダイアログ (CRD)」は、CRDの参加機関によるマテリアリティの定義やアプローチを比較するステートメントを発行した。

ステートメントは下記の組織におけるマテリアリティの比較を含んでいる。

- CDP
- 気候変動開示基準委員会 (CDSB)
- 財務会計基準審議会 (FASB)
- グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI)
- 国際会計基準審議会 (IASB)
- 国際統合報告評議会 (IIRC)
- 国際標準化機構 (ISO)

- 米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB)

2015年10月には、IASBはマテリアリティの概念に関する公開草案を発行した。草案は、マテリアリティの概念を解説しており、財務報告の作成者が概念を適用する際に助けとなるものである。

詳細は以下をご参照ください。

サステナビリティ関連サービスウェブサイト解説記事 (2016.03.30)

<http://www.deloitte.com/jp/ir/news/160330>

GRIが「新時代の企業開示」を公表

グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI) は、サステナビリティ報告や開示に関する将来を示す電子文書「The Next Era of Corporate Disclosure: Digital, Responsible, Interactive (新時代の企業開示ー：デジタル、レスポンシブル、インタラクティブ)」を発行した。GRIによれば、将来的には、アニュアルレポートからリアルタイムでのサステナビリティに関する開示データの相互利用という新しい形式へ移行するようになると同時に、気候変動や人権などの主要な課題に焦点が当たるようになるという。文書はGRIの「Sustainability and Reporting 2025 (サステナビリティと報告2025)」プロジェクトの初年度の成果であり、これらの議論からの洞察を提供するものである。

詳細は以下をご参照ください。

サステナビリティ関連サービスウェブサイト解説記事 (2016.03.22)

<http://www.deloitte.com/jp/ir/news/160322>

以上

『トーマツ統合報告/サステナビリティ関連ニュース』のお問い合わせ先：

ご意見・ご質問はホームページ (http://www.tohmatsum.com/view/ja_JP/jp/services/consulting/report/index.htm) のお問い合わせフォームをご利用、又は、統合報告アドバイザリー室 (03-6213-1540) までご連絡ください。